



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

7月1日から新しい福祉医療費受給者証に変わります ~6月下旬にご自宅へ郵送~

◎老人医療

市町村住民税非課税世帯で年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下の65歳～69歳の人

◎重度障害者医療

障がいの程度が1級及び2級の身体障がい者、重度(療育手帳A判定)の知的障がい者、又は重度(精神障害者保健福祉手帳1級)の精神障がい者

◎乳幼児等医療

0歳～中学3年生修了までの人

◎母子家庭等医療

満20歳になるまでの児童を監護している母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児

◎高齢重度障害者医療

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、障がいの程度が1～3級及び4級の一部の身体障がい者、重度(療育手帳A判定)の知的障がい者、又は重度(精神障害者保健福祉手帳1級)の精神障がい者

以上の区分で所得制限の要件を満たす人に交付している受給者証が、7月1日から新しくなります。引き続き該当する人には、6月下旬に黄色の新しい受給者証をご自宅へ郵送します。

なお、本年度所得制限により該当しなくなった人には、個人あてにその旨の通知をします。

また、本年度新たに該当することになった人にも個人あてにその旨の通知をしますので、市役所医療介護課国保医療係(本庁舎1階4番窓口)で申請手続きをしてください。

有効期限の切れた受給者証は、ハサミで刺むなどして各自で確実に破棄するか、市役所又は最寄りの公民館まで返却してください。

※70歳以上で高齢受給者証をお持ちの人は、今回の更新には該当しません。

※現在ご加入の公的医療保険に変更が生じたときは、必ず医療介護課国保医療係へ届出をしてください。



国民年金掲示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

会社を退職されたときは、厚生年金(又は共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。会社を退職された人に扶養されている配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

●必要なもの

▷厚生年金保険資格喪失証明書(会社でもらってください) ▷年金手帳 ▷印鑑

●再就職日までに1日でも空白があれば手続きが必要です

退職してもすぐに再就職するから手続きはいらないと思っている方もいらっしゃいますが、この場合も必ず届出をしてください。

第三号被保険者(扶養されている配偶者)はご注意ください

60歳未満の人で、自身のパート等収入が130万円以上になったときや、離婚などの理由で被扶養配偶者でなくなったときは、必ず市役所年金窓口で国民年金への加入手続きをしてください。

自身が厚生年金(共済年金)をかけるようになったとき

自身の健康保険証の交付を受けたら、夫(妻)の事業所へ扶養をはずす届出が必要です。

また、仕事を辞めたり、短い勤務時間となった場合は、夫(妻)の事業所に第三号被保険者の加入の申し出が必要です。

自身の厚生年金等への加入の手続きは、事業所が年金事務所に届けることにより、第三号から第二号被保険者に変更になりますが、第二号被保険者でなくなったからといって第三号に変更になるということではありませんので、異動の際には必ず手続きを確認しておきましょう。

国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある人は、申し込みにより、国民年金保険料を納めることができる期間が、平成27年9月までに延長されています。〔「後納制度」といいます〕

●問い合わせ先 姫路年金事務所

☎079・224・6382



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

平成27年8月から制度改正が行われます

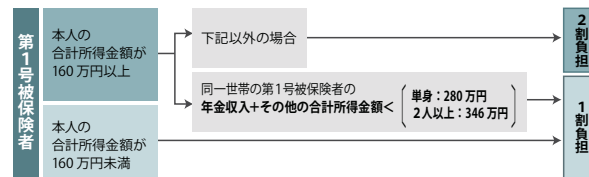
①一定以上所得者の介護保険サービス利用者負担割合について

これまで介護サービスを利用した際、要介護状態区分に応じて1ヵ月のサービス上限額内でサービスを利用する場合、負担割合は所得にかかわらず1割負担となっていました。

平成27年8月から、負担割合を前年の所得に基づいて判定するよう制度改正が行われます。

判定は同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得で判断します。本人の合計所得が160万円以上の場合、負担割合が2割となりますが、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円未満、2人以上の場合で346万円未満の場合は1割負担になります。本人の合計所得が160万円未満の場合は、従前どおり1割負担です。

その年の負担割合は8月から適用され、決定した負担割合は、介護保険証とは別に、介護保険負担割合証にてお知らせします。平成27年8月以降、介護保険サービスを利用する場合は、介護保険証とあわせてこの新しい介護保険負担割合証の提示をお願いします。



②負担限度額認定について

介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設など)に入所又はショートステイを利用した場合、住民税非課税世帯の人(右表の利用者負担限度額の第1段階から第3段階に該当する人)は申請により、居住費(滞在費)及び食費の利用者負担を軽減する負担限度額認定が受けられます。

負担限度額認定の判定について、平成27年8月から、制度改正により次の要件が追加されます。

- ▷住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税非課税であること
- ▷住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること

現在、負担限度額認定を受けている人で、引き続き負担限度額認定が必要な人は、更新手続きをお願いします。申請内容等を精査の上、負担限度額認定対象の方に新しい認定証をお送りします。新しい認定証が届きましたら、施設に提示をお願いします。

対象者	利用者負担 日額上限		
	食費	居住費(滞在費)	
第1段階 世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	300円	ユニット型 個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室	特養 320円 老健等 490円
		多床室	0円
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	390円	ユニット型 個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室	特養 420円 老健等 490円
		多床室	370円
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第1及び第2段階以外の人	650円	ユニット型 個室	1,310円
		ユニット型準個室	1,310円
		従来型個室	特養 820円 老健等 1,310円
		多床室	370円
第4段階 上記の第1～第3段階以外の人		施設との契約額を支払うこととなります。	
[参考] 国の示した基準費用額	1,380円	ユニット型 個室	1,970円
		ユニット型準個室	1,640円
		従来型個室	特養 1,150円 老健等 1,640円
		多床室	※370円

※平成27年8月から介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円